

○ 財務省告示第百六十七号  
件等を次の一とおり告示する。  
平成二十一年五月十二日  
に発行した項の規則へ  
國庫短期証券（第十五回）  
財務大臣与謝野馨

二 一 条 二 令  
の法發号名稱及び記  
條律行項及のび根  
號及之根拠

四 三 二 一  
發行方法の適  
用振替法  
の法發号名稱及び記  
條律行項及のび根  
號及之根拠

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。一格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法  
市る参て札發によ「争は受けるもとい」  
場も加、「争は受けるもとい」  
特の者財同「争は受けるもとい」  
別にご務時と行格付本銀もとい  
參よと大にい「争は受けるもとい」  
加るに臣行う「争は受けるもとい」  
者発応がわく下入行ととし。  
・行募各れ及一札わする。  
第へ限國るび価一れ。の  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

九 八	七	六	五
	口 イ	口 イ	口 イ
	払	発	方 募
振替額	最高	行争非者特国入価込	行争非者特国入価
単位	低額・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債札格
振替金	札格第参市発競	札格第参市発競	札格第参市発競
の規定による振替口座簿	I加場行争額	I加場行争額	I加場行争の
振替法の規定による振替口座簿	千萬円	万二十三	額億額
	円千八兆	面五面	込募各當も各
	六万二	金千金	み限國ての申
	百五千	額万額	の度債るか込
	四千三	で円で	応額市。らみ
	十五百	二三兆	募の場その
	一百十	一千兆	額範特のう
	億円五	六百二千	を囲別応ち
	八億	三四百	割内參募応
	千五百	四十五	りに加額募
	二百千	億円	当お者を価
	六百八	四十	ていご順格
	十	五百四	るてと次の
		四	。各の割高
			申応りい

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	十九	
支 付 日	入 場 所	元 金 支 付 額	償 還 期 限	行 期 発 競 I	争 入 札 格 競 加 場	者 別 債 第 參 市 加 場	特 債 債 參 市 債 格	
年 月 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	平 成 二十 一年 四 月 十 日	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ き き 百 円	額 面 金 額 を と 、 し 、 償 き 償 は 、 期 が の 翌 當 業 日 に	額 た だ 成 し 、 償 一 年 月 九 日 休 業 日 に	額 十 八 面 錢 額 百 厘 百 以上 に つ き 九 十九 九 円 ぞ れ の 九 十九 九 円 八	額 十 札 格 競 十 面 錢 七 額 七 厘 百 圓 に つ き 九 十九 九 円 応 八	額 十 札 格 競 行 競 価 格 日 の 記 載 。 整 數 又 倍 は 記 錄 金 額 は 、 最 低 額 の 面 と